しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定することとした。

（前文関係）

2　趣旨

この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとすることとした。

（第一条関係）

3　定義

㈠　この法律において「ハンセン病元患者」とは、⑴から⑷までの者をいうこととした。（第二条第一項関係）

⑴　らい予防法の廃止に関する法律（以下「廃止法」という。）によりらい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者

⑵　廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者

⑶　昭和二〇年八月一五日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者

⑷　昭和二〇年八月一五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者

㈡　この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、⑴から⑺までのいずれかに該当したことがある者（⑴から⑺までのいずれかに該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこととした。（第二条第二項関係）

⑴　ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

⑵　ハンセン病元患者の一親等の血族

⑶　ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

⑷　ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）

⑸　ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

⑹　ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

⑺　ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

4　補償金

㈠　補償金の支給等

⑴　補償金の支給

国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給することとした。（第三条関係）

⑵　補償金の額

補償金の額は、イ又はロのハンセン病元患者家族の区分に応じ、イ又はロに定める額とすることとした。（第四条関係）

イ　3の㈡の⑴から⑶までのいずれかに該当する者　一八〇万円

ロ　3の㈡の⑷から⑺までのいずれかに該当する者　一三〇万円

⑶　支給の調整

イ　既に支給を受けた補償金との調整

補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給を受けた場合には、支給しないこととした。ただし、⑵のロの者として既に補償金の支給を受けた者が⑵のイの者として補償金の支給を受けようとするときは、⑵のイの額から⑵のロの額を控除した額の補償金を支給することとした。（第五条関係）

ロ　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整

補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律による補償金の支給その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しないこととした。（第六条関係）

ハ　異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整

補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族として国家賠償法による損害賠償その他の損害の塡補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の塡補の額を控除した額の補償金を支給することとした。（第七条関係）

ニ　損害賠償等がされた場合の調整

㈠　補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の塡補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れることとした。（第八条第一項関係）

㈡　国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れることとした。（第八条第二項関係）

⑷　支払未済の補償金

ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族〔注：配偶者等〕に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給することとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　支給の手続

⑴　請求

イ　権利の認定

㈠　厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定（以下「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給することとした。（第九条第一項関係）

㈡　㈠の請求（以下「請求」という。）は、この法律の施行の日から起算して五年を経過したときは、することができないこととした。（第九条第二項関係）